

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

(あて先) 厚 木 市 長

届出者 住所
氏名
(電話番号)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

該当する
行為を囲
む

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
- (5) 木竹の伐採

について、次のとおり届け出ます。

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 令和 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

行為の着手 30 日前までに
届出が必要です。

該当する
行為の番
号の欄を
記入

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			m ²
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建築) (新築・改築・増築・移転)		
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積			200 m ²
	(ii) 建築又は建設面積	50 m ²	m ²	50 m ²
	(iii) 延べ面積	100 m ²	m ²	100 m ²
	(iv) 高さ	(v) 用途	専用住宅	
地盤面から m	(vi) かき又はさく構造	CB1段+メッシュフェンス (合計高さ=1.1m) 、 既存利用 (新設なし) など		
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積			m ²
	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積			m ²

設置が未定の場合は、「未定」と記入
(後日、設置をすることとした場合は、変更の届
出を行ってください。)

備 考

- 1 届出者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項を記載してください。
- 3 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができます。